

広島県告示第619号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条ノ2第1項の規定によって、公有水面埋立てに係る埋立地の用途の変更を次のとおり許可した。

平成24年7月12日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 変更の許可の年月日

平成24年7月4日

2 申請者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

廿日市市下平良一丁目11番1号

廿日市市土地開発公社

理事長 原 田 忠 明

3 埋立区域の位置

廿日市市下平良二丁目1317番3から同1317番14を経て同市木材港南1330番に至る間の地
先公有水面

4 埋立地の用途及び面積

用 途	変 更 前 の 面 積 (平方メートル)	変 更 後 の 面 積 (平方メートル)
商業施設用地	44,624.77	44,622.23
公園・緑地用地	12,155.74	12,158.28
道路用地	3,429.61	3,429.61

5 埋立免許の告示の年月日及び番号

平成20年8月7日 広島県告示第676号

(平成20年7月29日付け指令港管第84号で免許)